

**改正**

昭和60年2月22日規則第3号

平成元年3月31日規則第17号

平成4年7月7日規則第42号

平成5年4月1日規則第23号

平成7年4月1日規則第23号

平成9年6月10日規則第33号

平成11年3月31日規則第16号

平成13年3月31日規則第26号

平成14年3月29日規則第15号

平成17年3月25日規則第21号

平成17年3月25日規則第22号

平成18年3月14日規則第4号

平成18年8月29日規則第53号

平成19年12月21日規則第51号

平成21年5月22日規則第39号

平成22年3月2日規則第2号

平成23年5月20日規則第29号

平成30年9月28日規則第47号

平成31年3月29日規則第18号

令和元年6月28日規則第7号

令和2年3月24日規則第9号

令和3年3月30日規則第46号

愛媛県立農業大学校規則を次のように定める。

愛媛県立農業大学校規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 総合農学科（第3条—第23条）

第3章 アグリビジネス科（第24条—第28条）

第4章 研修課程（第29条—第34条）

第5章 雑則（第35条）

附則

### 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この規則は、愛媛県立農業大学校（以下「大学校」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（科及び課程の設置）

**第2条** 大学校に次の科及び課程を置く。

- （1）総合農学科
- （2）アグリビジネス科
- （3）研修課程

全部改正〔平成17年規則22号〕

### 第2章 総合農学科

全部改正〔平成17年規則22号〕

（総合農学科）

**第3条** 総合農学科は、農業及び農村を担う農業後継者の養成を行うものとする。

一部改正〔昭和60年規則3号・平成17年22号〕

（コース、修業年限、学生定員及び在学期間）

**第4条** 総合農学科のコース、修業年限及び学生定員は、次の表のとおりとする。

コース	修業年限	学生定員 (1学年)
農産園芸コース	2年	55人
果樹コース		
畜産コース		

2 学生は、4年を超えて在学することができない。

一部改正〔昭和60年規則3号・平成9年33号・17年22号・18年4号・21年39号〕

（学年及び学期）

**第5条** 総合農学科の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項に規定する学年の学期は、次のとおりとする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

一部改正〔平成17年規則22号〕

(休業日)

**第6条** 総合農学科の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 校長が定める学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日

2 大学校は、特別の必要があるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休業し、又は休業日においても授業を行うことができる。

一部改正〔平成元年規則17号・4年42号・17年22号〕

(教科及び単位数)

**第7条** 総合農学科の教科及び単位数は、校長が定める。

2 各教科の単位の計算方法は、1単位の教科を32時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業の方法による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、16時間の授業をもつて1単位とする。
- (2) 実習については、32時間の授業をもつて1単位とする。

一部改正〔昭和60年規則3号・平成7年23号・17年22号・18年4号・21年39号・22年2号・31年18号〕

(学業成績の評定)

**第8条** 学業成績の評定は、試験、実習の評価及び出席状況により行う。

(入学資格)

**第9条** 総合農学科に入学できる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定に該当する者とする。

一部改正〔平成9年規則33号・14年15号・17年22号・19年51号〕

(受験手続)

**第10条** 総合農学科に入学しようとする者は、入学願書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて

校長に提出しなければならない。

(1) 最終学校の調査書又は卒業証明書及び成績証明書

(2) その他校長が必要と認める書類

一部改正〔平成13年規則26号・17年22号・令和2年9号・3年46号〕

(入学試験等)

**第11条** 入学試験は、書類審査、学科試験及び面接試験とする。ただし、出身高等学校又は出身中等教育学校の長の推薦がある者に対しては、学科試験の一部を免除することがある。

2 入学試験の期日、場所その他必要な事項は、公示する。

3 入学の許可は、校長が行う。

一部改正〔平成21年規則39号〕

(誓約書)

**第12条** 前条第3項の規定により入学を許可された者は、入学と同時に身元保証人2人と連署した誓約書(様式第2号)を校長に提出しなければならない。

2 身元保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

3 学生は、身元保証人の事故又は異動があつたときは、速やかにその旨を校長に届け出なければならない。

一部改正〔平成23年規則29号〕

(欠席の届出)

**第13条** 学生は、疾病その他やむを得ない事情により欠席しようとするときは、その理由を付して、あらかじめ校長に届け出なければならない。

2 学生は、疾病により引き続き7日以上欠席しようとするときは、医師の診断書を添えて、あらかじめ校長に届け出なければならない。

(休学、退学及び復学)

**第14条** 学生は、休学又は退学しようとするときは、身元保証人2人と連署した休学・退学願(様式第3号)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 休学の許可を受けた学生は、その許可を受けた期間内に休学の理由が消滅したことにより復学しようとするときは、身元保証人2人と連署した復学願(様式第4号)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(単位の修得、進級及び卒業)

**第15条** 学生の単位の修得、進級及び卒業の認定は、第8条に規定する学業成績の評定に基づき、

校長が行う。

一部改正〔平成18年規則4号〕

(授業料及び入学選考料)

**第16条** 授業料及び入学選考料は、愛媛県立農業大学校における授業料及び入学選考料徴収条例(昭和60年愛媛県条例第7号)の定めるところによる。

追加〔平成17年規則22号〕

(退学等の場合の授業料)

**第17条** 学期の途中において、退学し、若しくは退学にされ、又は停学にされた場合であつても、当該学期分の授業料は、納付しなければならない。

追加〔平成17年規則22号〕

(授業料の分納の許可及び納付の猶予)

**第18条** 知事は、特別の事情があると認める場合は、授業料の分納を許可し、又はその納付を猶予することがある。

2 前項の規定による授業料の分納の許可及び納付の猶予の基準及び手続については、知事が定める。

追加〔平成17年規則22号〕

(授業料等の減免)

**第19条** 休学期間中の授業料は、免除する。ただし、学期の途中において休学し、又は復学する場合は、当該学期分の授業料については、この限りでない。

2 知事は、学業成績が優秀で、かつ、災害その他やむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる者に対しては、授業料を減免することがある。この場合において、授業料の減免は、学期ごとに行う。

3 知事は、災害その他やむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる者に対しては、入学選考料を免除することがある。

4 前2項の規定による授業料及び入学選考料の減免の基準及び手続については、知事が定める。

追加〔平成17年規則22号〕

(表彰)

**第20条** 校長は、学業及び品行が優れ、他の学生の模範となる学生を表彰することができる。

一部改正〔平成17年規則22号〕

(懲戒)

**第21条** 校長は、教育上必要があると認めるときは、学生を懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。

3 前項に規定する退学は、学生が次の各号のいずれかに該当したときに行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由がなく、出席状況が悪いとき。

(4) 大学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反すると認められるとき。

一部改正〔平成17年規則22号〕

(卒業証書)

**第22条** 校長は、卒業を認定した学生には、卒業証書（様式第5号）を授与する。

一部改正〔平成17年規則22号〕

(寄宿舎)

**第23条** 大学校に寄宿舎を設ける。

2 学生は、校長の許可を得て、寄宿舎に入舎することができる。

一部改正〔平成17年規則22号・18年4号〕

### 第3章 アグリビジネス科

追加〔平成17年規則22号〕

(アグリビジネス科)

**第24条** アグリビジネス科は、農業の実践力及び経営感覚を備えた高度な農業経営者の養成を行うものとする。

追加〔平成17年規則22号〕、一部改正〔令和3年規則46号〕

(コース、修業年限、学生定員及び在学期間)

**第25条** アグリビジネス科のコース、修業年限及び学生定員は、次の表のとおりとする。

コース	修業年限	学生定員
農業経営者養成コース	1年	5人

2 学生は、2年を超えて在学することができない。

追加〔平成17年規則22号〕、一部改正〔平成18年規則4号・21年39号・令和3年46号〕

(教科及び単位数)

**第26条** アグリビジネス科の教科及び単位数は、校長が定める。

2 各教科の単位の計算方法は、1単位の教科を32時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業の方法による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、16時間の授業をもつて1単位とする。

(2) 実習については、32時間の授業をもつて1単位とする。

追加〔平成17年規則22号〕、一部改正〔平成18年規則4号・21年39号・22年2号・31年18号〕

(入学資格)

**第27条** アグリビジネス科に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法による大学を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(2) 学校教育法による高等専門学校を卒業した者

(3) 学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限が2年以上のものに限る。）を修了した者

(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者であつて2年以上の就業経験を有するもの

(5) 都道府県立農業者研修教育施設養成部門（農林水産大臣と協議して設置されたものに限る。）を卒業した者

(6) 前各号に掲げる者のほか、知事がこれらの者と同等以上の能力を有すると認めた者

追加〔平成17年規則22号〕、一部改正〔平成31年規則18号・令和3年46号〕

(準用)

**第28条** 第5条、第6条、第8条、第10条、第11条（第1項ただし書を除く。）及び第12条から第22条までの規定は、アグリビジネス科について準用する。この場合において、第10条第1号中「調査書又は卒業証明書」とあるのは、「卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は修了証明書若しくは修了見込証明書」と読み替えるものとする。

追加〔平成17年規則22号〕、一部改正〔令和3年規則46号〕

#### 第4章 研修課程

全部改正〔平成17年規則22号〕

(研修課程)

**第29条** 研修課程は、農業者が農業に関し生涯にわたつて行う学習活動を促進し及び援助するため、並びに農業機械利用技能者を養成するため、各種の研修（以下「研修」という。）を行うものと

する。

一部改正〔平成5年規則23号・17年22号〕

(研修の種類)

**第30条** 研修の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般研修
- (2) 特別研修
- (3) 農業指導者研修

一部改正〔昭和60年規則3号・平成17年21号・22号〕

(研修の内容等)

**第31条** 研修の内容、定員、期間その他研修の実施に関し必要な事項は、校長が定める。

一部改正〔平成17年規則22号〕

(受講手続)

**第32条** 研修を受講しようとする者は、その募集の都度校長が定める期日までに受講願書(様式第6号)を校長に提出しなければならない。

2 校長は、受講願書の提出を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、受講の許可をすることができる。

一部改正〔平成17年規則22号〕

(受講の許可の取消し)

**第33条** 校長は、前条第2項の規定により受講の許可を受けた者(以下「研修生」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がなく、出席状況が悪いとき。
- (2) 大学校の秩序を乱し、その他研修生としての本分に反すると認められるとき。

一部改正〔平成17年規則22号〕

(修了証書)

**第34条** 校長は、一般研修を修了した研修生には、修了証書(様式第7号)を授与する。

一部改正〔平成17年規則22号〕

## 第5章 雑則

一部改正〔昭和60年規則3号〕

(委任)

**第35条** この規則に定めるもののほか、大学校の管理及び運営に関し必要な事項は、校長が知事の

承認を得て定める。

一部改正〔昭和60年規則3号・平成17年22号〕

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(愛媛県立農業大学校規則の廃止)

2 愛媛県立農業大学校規則（昭和46年愛媛県規則第14号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 旧規則第10条第1項の規定に基づき実施した昭和57年度の入学試験に合格した者は、第11条第1項に規定する入学試験に合格した者とみなす。

4 この規則の規定にかかわらず、昭和58年3月31日に旧規則の愛媛県立農業大学校の農業者課程又は農業指導者課程の第1学年に在学している者については、なお従前の例による。

### 附 則（昭和60年2月22日規則第3号）

1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、専攻科の受験手続及び入学試験等に係る部分は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際現に養成部門において次の表の左欄に掲げる学科及び専攻に所属している者は、それぞれ当該右欄に掲げる課程及びコースに所属している者とみなす。

左欄		右欄	
農産園芸科	野菜複合専攻	農産園芸課程	野菜複合コース
	花き複合専攻		花き複合コース
果樹園芸科	かんきつ専攻	果樹園芸課程	かんきつコース
	果樹複合専攻		果樹複合コース
畜産科	大中家畜専攻	畜産課程	大中家畜コース
	養鶏専攻		養鶏コース
蚕業科	養蚕専攻	蚕業課程	養蚕コース

### 附 則（平成元年3月31日規則第17号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

### 附 則（平成4年7月7日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成5年4月1日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成7年4月1日規則第23号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成6年度において改正前の愛媛県立農業大学校規則別表第1及び別表第2に規定する第1学年の科目を履修して同学年を修了した者は、改正後の愛媛県立農業大学校規則（以下「新規則」という。）別表第1に規定する同学年の科目を履修して同学年を修了した者とみなす。
- 3 新規則第29条の規定の適用については、都道府県立農民研修教育施設（農林水産大臣と協議して昭和56年度以降新たに設置されたものに限る。）において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者は、都道府県立農業者研修教育施設養成部門（農林水産大臣と協議して設置されたものに限る。）において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者とみなす。

**附 則**（平成9年6月10日規則第33号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則**（平成11年3月31日規則第16号）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に提出されている改正前のそれぞれの規則の様式の規定による申請書その他の書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定による申請書その他の書類とみなす。

**附 則**（平成13年3月31日規則第26号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行の際現に提出されている改正前のそれぞれの規則の様式の規定による申請書その他の書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定による申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

**附 則**（平成14年3月29日規則第15号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**（平成17年 3 月25日規則第21号）

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成17年 3 月25日規則第22号）

- 1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。ただし、第10条の改正規定、第15条の次に 4 条を加える改正規定（第16条及び第19条を加える部分（入学選考料に係る部分に限る。）に限る。）及び第 2 章の次に 1 章を加える改正規定（第28条を加える部分（入学選考料に係る部分に限る。）に限る。）は、平成17年11月 1 日から施行する。
- 2 改正前の愛媛県立農業大学校規則第 1 章、第 2 章及び第 4 章の規定による養成部門及び専攻科は、改正後の愛媛県立農業大学校規則第 1 章から第 3 章までの規定にかかわらず、平成17年 3 月 31日に当該部門又は科に在学する者が当該部門又は科に在学しなくなる日までの間、なお従前の例により存続するものとする。

**附 則**（平成18年 3 月14日規則第 4 号）

- 1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 5 号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 愛媛県立農業大学校規則の一部を改正する規則（平成17年愛媛県規則第22号）による改正前の愛媛県立農業大学校規則第 1 章、第 2 章及び第 4 章の規定による養成部門及び専攻科は、改正後の愛媛県立農業大学校規則第 1 章から第 3 章までの規定にかかわらず、平成18年 3 月31日に当該部門又は科に在学する者が当該部門又は科に在学しなくなる日までの間、なお従前の例により存続するものとする。

**附 則**（平成18年 8 月29日規則第53号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年 9 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により提出され、又は交付している書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定により提出され、又は交付した書類とみなす。
- 3 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、平成18年度に限り使用することができる。

**附 則**（平成19年12月21日規則第51号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

**附 則**（平成21年 5 月22日規則第39号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第11条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の愛媛県立農業大学校規則第2章及び第3章の規定による総合農学科及びアグリビジネス科は、改正後の愛媛県立農業大学校規則第2章及び第3章の規定にかかわらず、平成22年3月31日にそれぞれ当該科に在学する者が当該科に在学しなくなる日までの間、なお従前の例により存続するものとする。

**附 則**（平成22年3月2日規則第2号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年5月20日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成30年9月28日規則第47号）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

**附 則**（平成31年3月29日規則第18号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**（令和元年6月28日規則第7号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

**附 則**（令和2年3月24日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和3年3月30日規則第46号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第10条、第28条及び様式第1号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の愛媛県立農業大学校規則第3章の規定によるアグリビジネス科は、改正後の愛媛県立農業大学校規則第3章の規定にかかわらず、令和4年3月31日に当該科に在学する者が当該科に在学しなくなる日までの間、なお従前の例により存続するものとする。

様式第1号（第10条関係） 入学願書

入 学 願 書	
愛媛県収入証紙貼付欄（消印をしないこと。）	写 真 出願前6月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で縦4センチメートル、横3センチメートルのもの
年 月 日	
愛媛県立農業大学校長様	
住 所	
本人 <small>フリガナ</small> 氏 名	
生年月日                      年 月 日生	
入学希望区分	<input type="checkbox"/> 総合農学科 <input type="checkbox"/> アグリビジネス科

- 注1 「入学希望区分」の欄は、入学を希望する科の□の中にレ印を付すこと。
- 2 入学選考料として所定の額の愛媛県収入証紙を貼付すること。
  - 3 次に掲げる書類を添付すること。
    - (1) 最終学校の調査書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書若しくは修了証明書若しくは修了見込証明書及び成績証明書
    - (2) その他校長が必要と認める書類

全部改正〔昭和60年規則3号〕、一部改正〔平成元年規則17号・11年16号・13年26号・17年22号・18年53号・21年39号・令和2年9号・3年46号〕

誓 約 書		年	月	日
愛媛県立農業大学校長様				
	科 名	科		
本 人	氏 名			
	生年月日			
	連 絡 先			
	住 所			
身元保証人	職 業			
	氏 名			
	生年月日			
	本人との続柄（ ）			
身元保証人	連 絡 先			
	住 所			
	職 業			
	氏 名			
身元保証人	生年月日			
	本人との続柄（ ）			
	連 絡 先			
<p>私は、この度貴校に入学を許可されました。ついては、在学中諸規則及び御指示を堅く守り、学業に精励いたします。また、在学中本人に関する一身上のことは、一切身元保証人においてお引き受けいたします。</p>				

様式第3号（第14条関係） 休学・退学願

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">休 学 ・ 退 学 願</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">愛媛県立農業大学校長様</p> <table style="width: 100%; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">科 名</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">科</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">コース名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本 人</td> <td style="text-align: center;">学籍番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">身元保証人</td> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">身元保証人</td> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td></td> </tr> </table>			科 名	科		コース名		本 人	学籍番号			氏 名			住 所		身元保証人	氏 名			住 所		身元保証人	氏 名	
	科 名	科																							
	コース名																								
本 人	学籍番号																								
	氏 名																								
	住 所																								
身元保証人	氏 名																								
	住 所																								
身元保証人	氏 名																								
休 学 期 間	<p style="text-align: center;">年 月 日 から</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 まで</p>																								
退 学 期 日	<p style="text-align: center;">年 月 日 限り</p>																								
休学・退学理由																									

注 1 不用の文字は、抹消すること。

2 病気による休学又は退学の場合は、医師の診断書を添付すること。

一部改正〔昭和60年規則3号・平成11年16号・13年26号・17年22号・18年53号・令和2年9号〕

様式第4号（第14条関係） 復学願

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">復 学 願</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">愛媛県立農業大学校長様</p>	
	<p style="text-align: right; margin: 0;">科 名</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">科</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">コース名</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">学籍番号</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">氏 名</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">住 所</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">身元保証人</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">氏 名</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">住 所</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">身元保証人</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">氏 名</p>
休 学 期 間	<p style="text-align: center; margin: 0;">年 月 日 から</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">年 月 日 まで</p>
復 学 理 由	

注 病気により休学していた場合の復学には、医師の診断書を添付すること。

一部改正〔昭和60年規則3号・平成11年16号・13年26号・17年22号・18年53号・令和2年9号〕

様式第5号（第22条関係） 卒業証書

第 号
卒 業 証 書
校 印
氏 名
生年月日
本大学校 の所定の課程を修了したことを 証し、専門士（農業専門課程）と称することを認める。 証する。
年 月 日
愛媛県立農業大学校
校長
印

注 不要の文字は、抹消すること。

一部改正〔昭和60年規則3号・平成17年22号・18年4号・令和3年46号〕

様式第6号（第32条関係） 受講願書

<p>受 講 願 書</p> <p>年 月 日</p> <p>愛媛県立農業大学校長様</p> <p>住 所</p> <p>出願者</p> <p>ふりがな 氏 名</p>	
<p>受講を希望する 研修の名称</p>	
<p>研 修 期 間</p>	<p>年 月 日 から</p> <p>年 月 日 まで</p>

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

一部改正〔平成11年規則16号・13年26号・17年22号・18年53号・令和元年7号〕

第 号

修 了 証 書

校 印

氏 名

生年月日

本大学校研修課程

研修を修了したことを証する

年 月 日

愛媛県立農業大学校

校長 印